

## 旧永田町小学校校舎に関する思い出のアーカイブ募集要項

### 1 趣旨

長年にわたり地域及び教育の拠点として親しまれてきた旧永田町小学校校舎の記憶を、次世代へ継承するため、アーカイブ事業を実施する。校舎解体という節目に際し、本校舎にゆかりを有する者から広くエピソードを収集し、デジタル技術を活用した「思い出のアーカイブ」として後世に語り継ぐことを目的として、記録映像出演及びメッセージ寄稿の募集を行う。収集したエピソード等は、本事業で制作する記録映像の構成要素として活用するとともに、デジタル空間内の展示コンテンツとして保存・公開し、区が幅広く活用するものとする。

### 2 募集項目

#### (1) エピソード出演（インタビュー収録）

校舎の歴史、学校生活の回顧等について、映像記録の語り手として出演を希望する者。

#### (2) メッセージ寄稿（テキスト）

校舎に対する思いや思い出を、短文（200文字程度）にて寄稿する者。

### 3 採用予定数

#### (1) エピソード出演 3名程度

#### (2) メッセージ寄稿 20～30名程度

※採用されなかった寄稿等についても、本事業の趣旨に鑑み、別途、本人の同意を前提に区ホームページ等においてアーカイブ公開（テキスト掲載）の対象とする場合がある。

### 4 募集期間

令和8年5月5日（火）から6月30日（火）まで（必着）

### 5 応募資格

旧永田町小学校の卒業生、元教職員、地域住民その他本校舎に深いゆかりを有する者。

なお、エピソード出演を希望する者については、区が指定する期日に千代田区内の撮影場所へ自費で参集できる者に限る。

### 6 応募方法等

#### (1) 応募方法

次のいずれかの方法により提出すること。

##### ① メールによる提出

所定の応募用紙（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、下記提出先メールアドレス

へ送付すること。

② 応募フォームによる提出

区ホームページ上の専用応募フォーム（Microsoft Forms）に、必要事項を直接入力し送信すること。

③ 郵送又は持参による提出

所定の応募用紙（別紙様式）を、下記提出先へ郵送又は持参すること。

(2) 提出先

千代田区政策経営部施設経営課 区有施設担当

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

メール：shisetsukeiei@city.chiyoda.lg.jp

※郵送の場合は、封筒表面に「思い出のアーカイブ関係書類在中」と朱書きすること。

## 7 費用負担及び謝礼

(1) 応募への参加に伴う謝礼、報償金等の支給は行わない。

(2) 撮影場所等への往復交通費、宿泊費その他一切の諸経費は、応募者の自己負担とする。

## 8 撮影場所及び時期（エピソード出演のみ）

(1) 場所

千代田区内（旧永田町小学校校舎又はその他区有施設を予定）

※具体的な場所は、選定者に対し個別に通知する。

(2) 時期

令和8年7月以降、区と調整のうえ決定する。

## 9 選定方法等

(1) 区が別途設置する学識経験者等で構成する有識者会議の助言を踏まえて、次の観点から区が選定する。

① 時代背景の多様性（各年代のバランス）

② 立場の多様性（卒業生、元教職員、地域住民等）

③ 校舎の歴史的・文化的価値の周知に資する内容であること

(2) 選定結果については、採用者への通知をもって代えるものとし、個別の選定理由には応じない。

## 10 不適切な投稿等の取扱い

応募内容が次の各号のいずれかに該当すると、区が判断した場合は、選定対象外とし、公開の対象から除外する。

- (1) 他者の名誉毀損、誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容。
- (2) 特定の人物、団体、教職員等を特定して否定、排斥又は攻撃する内容。
- (3) 特定の政党、宗教、思想信条を支持・反対し、又は営利目的若しくは自己宣伝を主とする内容。
- (4) 事実に反し、又は歴史的記録としての客観性を著しく損なうおそれのある内容。
- (5) その他、法令等に違反し、又は区が本件趣旨に照らし不相当と認める内容。

## 11 個人情報取扱い及び第三者提供

- (1) 応募に際し取得した個人情報は、本事業の選定、連絡、記録映像及びデジタルアーカイブ制作の目的以外には使用しない。
- (2) 本事業の記録映像制作業務を円滑に遂行するため、区が選定した受託事業者に対し、必要な範囲内において個人情報（氏名、連絡先、エピソード内容等）を提供することをあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 受託事業者に対しては、個人情報の適切な安全管理措置を講じるよう義務付け、区が厳重に監督を行う。

## 12 著作権等

- (1) 収録された映像、音声及び寄稿文に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて千代田区に帰属するものとする。
- (2) 応募者は、区が当該成果物を無償で編集、複製、上映、公衆送信、展示、刊行等の方法により利用することを承諾するものとする。

## 13 公開時の表示

公開に際しては、原則として氏名（又は応募者が希望する名称）及び属性（卒業年次、在籍時の立場等）を表示するものとする。

## 14 その他

- (1) 応募書類の返却は行わない。
- (2) 本募集要項に定めのない事項については、区が別途定める。
- (3) 本募集要項の内容は、やむを得ない事情により変更する場合がある。
- (4) 応募時点で、本募集要項の記載事項に同意したものとみなす。